

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分
取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成29年12月8日不受理・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成29年5月11日判決、本資料267号-70・順号13019)

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年10月26日判決、本資料266号-145・順号12923)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	藤井 宣行
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	市本 大輔

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成29年12月8日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 小貫 芳信

裁判官 山本 庸幸

裁判官 菅野 博之